## 平成十三年国土交通省令第三号 気象庁組織規則

織規則(昭和三十一年運輸省令第三十六号)の全部を改正するこの命令を制定する。 第三項及び第二百三十九条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、 省設置法(平成十一年法律第百号)第四十九条第三項から第五項まで及び第七項、第五十条第二 項、第四項及び第六項並びに第五十一条第三項並びに国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五 ·五号)第二百三十五条第三項、第二百三十六条第二項、第二百三十七条第三項、第二百三十八条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第七条第六項及び第二十一条第五項、国土交通 気象庁組

第一章 内部部局

節 一節 課の設置等 特別な職の設置等(第一条)

第一款 情報基盤部 総務部(第二条—第七条) (第八条-第十三条)

第四款 第三款 大気海洋部 地震火山部 (第二十一条—第二十五条) (第十四条—第二十条)

第三節 第一款 課の内部組織等 総務部(第二十六条—第二十八条)

第二款 情報基盤部 (第三十四条—第三十九条) (第二十九条—第三十三条)

第三款 地震火山部 (第四十条—第四十四条)

第二節節 気象衛星センター (第六十二条―第六十七条)

第二章 施設等機関

気象研究所(第四十五条—第六十一条)

第三節 高層気象台(第六十八条—第七十四条) 地磁気観測所(第七十五条—第八十二条)

第三章 第五節 地方支分部局(第九十一条—第百二十六条) 気象大学校(第八十三条—第九十条)

第四章 雑則 (第百二十七条)

第一章 内部部局

第一節 特別な職の設置等

(参事官)

第一条 総務部に、参事官二人を置く。

2 参事官は、命を受けて、 気象庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画す

第二節 課の設置等 総務部

第一款

(総務部に置く課等)

第二条 総務部に、次の三課並びに経理管理官及び国際・航空気象管理官それぞれ一人を置く。

総務課

人事課

企画課

第三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 (総務課の所掌事務)

機密に関すること。

長官の官印及び庁印の保管に関すること。

公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

六五四 広報に関すること。

気象庁の保有する個人情報の保護に関すること。 気象庁の保有する情報の公開に関すること。

気象庁の行政の考査に関すること。

すること。 気象庁の所掌に係る経費及び収入の会計に関する事務のうち金銭の出納及び契約の締結に関

公文書類の審査及び進達に関すること(企画課の所掌に属するものを除く。)

気象庁所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

掌に属するものを除く。)。 気象庁の所掌事務に関する総合調整に関すること(企画課及び国際・航空気象管理官の

十二 気象庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

気象庁の事務能率の増進に関すること。

気象庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

気象庁所属の建築物の営繕に関すること。

気象庁の所掌事務に関する調査及び統計の総括に関すること。 庁内の管理に関すること。

.八 前各号に掲げるもののほか、気象庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第四条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。 人事課の所掌事務)

気象庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

気象庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

気象庁の定員に関すること。

気象庁の職員に貸与する宿舎に関すること。 表彰に関すること。

恩給に関する連絡事務に関すること。

(企画課の所掌事務)

第五条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる

気象庁の機構に関すること。 法令案の審査及び進達に関すること。

気象管理官の所掌に属するものを除く。)。 気象庁の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること (国際・航空

四 気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進に関すること のを除く。)。 (情報基盤部の所掌に属するも

気象業務に関する基本的な制度の企画及び立案に関すること。

六 気象業務に関連する技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに気象業務に関連す る技術に関する指導及び普及に関すること。

気象業務に係るものに関すること。

宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、

外国の気象業務の調査に関すること。 気象業務に係る国際協力に関すること。

交通政策審議会気象分科会の庶務に関すること。

図書及び資料の刊行に関すること。

(経理管理官の職務)

第六条 経理管理官は、気象庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計 属するものを除く。)並びに会計の監査に関する事務をつかさどる。 (総務課の所掌に

(国際・航空気象管理官の職務)

国際・航空気象管理官は、 次に掲げる事務をつかさどる

気象庁の所掌事務に関する国際関係事務に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関

画及び立案に関する総合調整に関すること 航空機の利用に供するための気象業務(以下 情報基盤部 「航空気象業務」という。) に関する政策の企

(情報基盤部に置く課

第八条 情報基盤部に、 情報政策課 次の五課を置く。

情報通信基盤課 数值予報課 情報利用推進課

気象衛星課

(情報政策課の所掌事務)

第九条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 情報基盤部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

推進に関すること。 気象庁の所掌事務に関する情報通信技術の活用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに

民間気象業務支援センターの行う業務に関すること。

気象庁の情報システムに係る情報の安全の確保及び情報システムの最適化に関すること。 国立国会図書館支部気象庁図書館に関すること。

前各号に掲げるもののほか、情報基盤部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ

(情報利用推進課の所掌事務)

第十条 情報利用推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

進に関すること。 気象業務に関する基本的な計画 (気象情報の利用の促進に係るものに限る。) の作成及び推

より発表する業務に関する許可に関すること。 う。)<br />
に限る。)、津波、高潮、波浪及び洪水の予報業務並びに気象の観測の成果を無線通信に 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動(以下単に「地震動」とい

三 気象予報士に関すること。

(数値予報課の所掌事務)

第十一条 数値予報課は、気象、地象 値予報に関する事務をつかさどる。 (地震及び火山現象を除く。) 及び水象 (津波を除く。) の数

(情報通信基盤課の所掌事務)

第十二条 情報通信基盤課は、次に掲げる事務をつかさどる。

気象庁の情報システムの整備及び管理に関すること(情報政策課の所掌に属するものを除

二 気象通信に関すること。

(気象衛星課の所掌事務)

第十三条 気象衛星課は、気象衛星を利用して行う気象業務に関する事務(大気海洋部及び地震火 山部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

第三款 大気海洋部

(大気海洋部に置く課)

次の六課を置く。

業務課

気象リスク対策課

第十四条 大気海洋部に、

2

観測整備計画課

環境・海洋気象課

(業務課の所掌事務)

第十五条 業務課は、次に掲げる事務をつかさどる 大気海洋部の所掌事務に関する総合調整に関すること

予報及び警報の伝達の組織及び方法に関すること(地震火山部の所掌に属するものを除く。)

観測の成果の解析に係る技術の開発及び改良に関すること(環境・海洋気象課の所掌に属する ものを除く。)。 気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び陸水象並びにこれらに関連する輻射に関する

気象庁に所属する観測船に関すること。

兀

五.

七

離島における気象業務に関すること(地震火山部の所掌に属するものを除く。)。

気象測器その他の測器の需給計画に関すること (地震火山部の所掌に属するものを除く。)。

前各号に掲げるもののほか、大気海洋部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ

(気象リスク対策課の所掌事務)

第十六条 気象リスク対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

画及び立案並びに推進に関すること。 大気海洋部の所掌事務に関する災害の防止のための予報及び警報に関する基本的な政策の企

及び火山現象を除く。)及び水象(津波を除く。)の予報に関すること。 前号に掲げるもののほか、アジア太平洋地域における災害の防止のための気象、 地象

三 気象庁の所掌事務のうち地球環境に係る気象業務に関する基本的な政策の企画及び立案並び に推進に関すること。

(予報課の所掌事務)

第十七条 予報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

こと (情報基盤部及び他課の所掌に属するものを除く。)。 気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び水象(津波を除く。)の予報及び警報に関する

一 気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び陸水象並びにこれらに関連する輻射に関する 観測の実施に関すること (環境・海洋気象課の所掌に属するものを除く。)。

気象、地象及び水象に関する観測の成果及び情報の速報に関すること。

兀

気象測器その他の測器の保守及び管理の実施に関すること(環境・海洋気象課の所掌に属する ものを除く。)。 気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び陸水象並びにこれらに関連する輻射に関する

,観測整備計画課の所掌事務

| 一 気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び水象(津波を除く。)並びにこれらに関連する第十八条 観測整備計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること(他課の所掌に属するものを除

二 気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び水象(津波を除く。)に関する情報の収集及び

発表に関すること (気候情報課及び環境・海洋気象課の所掌に属するものを除く。)。 気象測器その他の測器に関すること (地震火山部及び他課の所掌に属するものを除く。)。

(気候情報課の所掌事務)

第十九条 気候情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

気候の予報に関すること(情報基盤部の所掌に属するものを除く。)。

前号に掲げる事務に関し必要な地象(地震及び火山現象を除く。)及び水象(津波を除く。)

の予報に関すること。

(環境・海洋気象課の所掌事務 気候に関する情報の収集及び発表に関すること。

第二十条 環境・海洋気象課は、次に掲げる事務をつかさどる。

基盤部及び気候情報課の所掌に属するものを除く。)。 大気の汚染に関連する気象、海面水温並びに海流及び海氷の状況の予報に関すること (情報

地域における気象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に 体又はその広範な部分に影響を及ぼす気象(以下「地球的規模の気象」という。)並びに南極 海上気象、海水象、大気中におけるオゾンの分布及び温室効果ガスの濃度その他の地球の全

関すること。 海水象並びに地球的規模の気象及びこれに関連する輻射に関する気象測器その他の測器に関 海上気象、海水象及び地球的規模の気象に関する情報の収集及び発表に関すること。

地震火山部

すること (業務課の所掌に属するものを除く。)。

(地震火山部に置く課)

第二十一条 地震火山部に、 次の四課を置く。

地震津波監視課

火山監視課

(管理課の所掌事務) 地震火山技術・調査課

第二十二条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。 地震火山部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

地震動、火山現象及び津波の予報及び警報の伝達の組織及び方法に関すること。

発表に関すること。 地球磁気及び地球電気並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び |第二十六条 総務課に、広報室、業務評価室、調達管理室及び施設物品管理室を置く

地震、火山現象及び地動に関する測器の需給計画に関すること。

地球磁気及び地球電気に関する測器に関すること。

地震調査研究推進本部の庶務(地震調査委員会が行う事務に関するものに限る。) に関する

火山調査研究推進本部の庶務(火山調査委員会が行う事務に関するものに限る。) に関する 6 5

前各号に掲げるもののほか、 地震火山部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ

(地震津波監視課の所掌事務)

地震津波監視課は、次に掲げる事務をつかさどる。

するものを除く。)。 地震動及び津波の予報及び警報に関すること(管理課及び地震火山技術・調査課の所掌に属

地震及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測の実施に関すること。

(地震火山技術・調査課の所掌に属するものを除く。)。 地震及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の収集及び発表に関すること

地震に関する情報の収集及び発表に関すること(地震火山技術・調査課の所掌に属するもの

地震及び地動に関する測器の保守及び管理の実施に関すること。

(火山監視課の所掌事務)

第二十四条 火山監視課は、次に掲げる事務をつかさどる。

のを除く。)。 火山現象の予報及び警報に関すること(管理課及び地震火山技術・調査課の所掌に属するも

火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測の実施に関すること

辺に赴いて実施するものに限る。)に関すること。 前号に掲げるもののほか、火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測(火山及びその周

兀 山技術・調査課の所掌に属するものを除く。)。 火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測の成果の収集及び発表に関すること(地震火

火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること。

五.

火山現象に関する測器の保守及び管理の実施に関すること。

t に用いるものに限る。) に関すること (管理課の所掌に属するものを除く。)。 前号に掲げるもののほか、火山現象に関する測器(火山及びその周辺に赴いて実施する観測

(地震火山技術・調査課の所掌事務)

一 地震動、火山現象及び津波の予報及び警報に係る技術の開発及び改良に関すること。第二十五条 地震火山技術・調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

監視課及び火山監視課の所掌に属するものを除く。)。 地震、火山現象及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測に関すること(地震津波

三 地震、火山現象及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の解析に係る技術 の開発及び改良に関すること。

大規模な地震の発生の見込みを評価するための地震に関する情報の収集及び発表に関するこ

地震予知情報に関すること

兀

六 五 地震、火山現象及び地動に関する測器に関すること (他課の所掌に属するものを除く。)。 第三節 課の内部組織等

業務評価室、調達管理室及び施設物品管理室 第一款

(広報室、

広報室は、広報に関する事務をつかさどる。

広報室に、室長を置く。

業務評価室は、次に掲げる事務をつかさどる

気象庁の行政の考査に関すること。

気象庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

気象庁の所掌事務に関する調査及び統計の総括に関すること

三 業務評価室に、 室長を置く。

約の締結に関する事務をつかさどる。 調達管理室は、気象庁の所掌に係る経費及び収入の会計に関する事務のうち金銭の出納及び契

調達管理室に、室長を置く。

施設物品管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

8

7

気象庁所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること

気象庁所属の建築物の営繕に関すること。

施設物品管理室に、室長を置く。

9

(厚生管理室及び人事企画官)

第二十七条 人事課に、厚生管理室及び人事企画官一人を置く。

厚生管理室は、次に掲げる事務をつかさどる

2

気象庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること、

気象庁の職員に貸与する宿舎に関すること。

恩給に関する連絡事務に関すること。

厚生管理室に、 室長を置く。

4 案に関する事務をつかさどる。 人事企画官は、命を受けて、 気象庁の職員の人事管理に関する重要事項についての企画及び立

(防災企画室、地域防災企画室、 海外気象プロジェクト推進官、国際航空気象企画調整官及び航空気象業務推進官) . 技術開発推進室、国際室及び航空気象管理室並びに危機管理企

気象業務推進官それぞれ一人を置く。 室並びに危機管理企画調整官、海外気象プロジェクト推進官、国際航空気象企画調整官及び航空5二十八条 企画課に、防災企画室、地域防災企画室、技術開発推進室、国際室及び航空気象管理 企画課に、防災企画室、地域防災企画室、

| 気象庁の所掌事務に関する災害の防止のための政策の企画及び立案に関する総合調整に関す防災企画室は、次に掲げる事務(地域防災企画室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。 ること。

災害の防止のための気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進に関すること。

防災企画室に、室長を置く。

3

地域防災企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

合調整に関すること。 気象庁の所掌事務に関する地域における災害の防止のための政策の企画及び立案に関する総

地域における災害の防止のための気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進に関するこ 2

地域防災企画室に、室長を置く。

6 5

技術開発推進室は、次に掲げる事務をつかさどる

ること 気象庁の所掌事務に関する技術の開発に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関す 4

気象業務に係る技術の開発に関する基本的な計画の作成及び推進に関すること。

る技術に関する指導及び普及に関すること。 気象業務に関連する技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに気象業務に関連す

図書及び資料の刊行に関すること。

技術開発推進室に、室長を置く。

国際室は、 次に掲げる事務をつかさどる。

象プロジェクト推進官の所掌に属するものを除く。)。 気象業務に関する国際関係事務に関する基本的な計画の作成及び推進に関すること(海外気

気象業務に係る国際協力に関すること。

外国の気象業務の調査に関すること。

室長を置く。

空気象企画調整官及び航空気象業務推進官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。「航空気象管理室は、航空気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進に関する事務 (国際航 5 4 3

航空気象管理室に、室長を置く。

危機管理企画調整官は、次に掲げる事務(防災企画室及び地域防災企画室の所掌に属するもの

12 11 を除く。)をつかさどる。

生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下同じ。)に係気象庁の所掌事務に関する危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は る政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。 7 6

一 気象業務に係る危機管理に関する基本的な計画の作成及び推進に関すること

に係るものに関する基本的な計画の作成及び推進に関する事務をつかさどる。海外気象プロジェクト推進官は、気象業務に関する国際関係事務で海外におけるプロジェクト

国際航空気象企画調整官は、航空気象業務に関する国際的な基準に関する基本的な計画の作成

15 及び推進に関する事務をつかさどる。 航空気象業務推進官は、命を受けて、航空気象業務に関する基本的な計画に関する重要事項に

いての推進に関する事務をつかさどる。

14

4

(情報技術推進室並びに情報通信システム企画官及び情報セキュリティ対策企画官)

対策企画官それぞれ一人を置く。 情報政策課に、情報技術推進室並びに情報通信システム企画官及び情報セキュリティ

2 かさどる。 情報技術推進室は、気象庁の所掌事務に関する情報通信技術の活用に関する基本的な政策の [及び立案並びに推進に関する事務(情報通信システム企画官の所掌に属するものを除く。)を

3 情報技術推進室に、室長を置く。

事務をつかさどる。 信技術の活用に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに推進に関する 情報通信システム企画官は、命を受けて、気象庁の情報システム及び気象通信における情報通

テムの最適化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事情報セキュリティ対策企画官は、気象庁の情報システムに係る情報の安全の確保及び情報シス 務をつかさどる。

5

(気象ビジネス支援企画室及び民間予報業務監理官)

第三十条 情報利用推進課に、気象ビジネス支援企画室及び民間予報業務監理官一人を置く。

連絡調整に関する事務をつかさどる。 の向上に資する取組に対する支援に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との 気象ビジネス支援企画室は、気象ビジネス(気象情報を利用した産業活動をいう。)の生産性

気象ビジネス支援企画室に、室長を置く。

3

は洪水の予報業務の許可を受けた者の指導及び監督に関する事務をつかさどる。 民間予報業務監理官は、気象、地象(地震にあっては、 地震動に限る。)、津波、 高潮、 波 以 浪 又

室並びに数値予報技術開発連携調整官及びデータ同化技術開発推進官) (数値予報モデル基盤技術開発室、数値予報モデル技術開発室及び地球システムモデル技術開発

第三十一条 数値予報課に、数値予報モデル基盤技術開発室、数値予報モデル技術開発室及び地 れぞれ一人を置く。 システムモデル技術開発室並びに数値予報技術開発連携調整官及びデータ同化技術開発推進官そ

数値予報モデル基盤技術開発室は、次に掲げる事務をつかさどる。

2

数値予報モデルの開発及び改良のための基盤の整備に関すること。

数値予報モデルの検証及び評価に関すること。

開発及び改良に関すること。 数値予報モデルによる予測の結果を予報に供するために変換し、 及び補正するプログラム

数値予報モデル基盤技術開発室は、つくば市に置く。

数値予報モデル基盤技術開発室に、室長を置く。

びデータ同化技術開発推進官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。 く。) に関する数値予報モデルの開発及び改良に関する事務(地球システムモデル技術開発室及 数値予報モデル技術開発室は、気象、地象(地震及び火山現象を除く。) 及び水象(津波を除

数値予報モデル技術開発室は、つくば市に置く。

数値予報モデル技術開発室に、室長を置く。

8 地球的規模の気象を予測する数値予報モデルをいう。)の開発及び改良に関する事務をつかさど・地球システムモデル技術開発室は、地球システムモデル(気候、海水象(津波を除く。)及び

地球システムモデル技術開発室は、つくば市に置く。

る。

10 9 地球システムモデル技術開発室に、室長を置く。

11

る企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。 数値予報技術開発連携調整官は、次に掲げる事務に関する大学その他の関係者との連携に関す

数値予報に係る技術の開発及び改良の推進に関すること。

数値予報の成果の活用に関すること。

12 及び改良の推進に関する事務(地球システムモデル技術開発室の所掌に属するものを除く。) かさどる データ同化技術開発推進官は、 命を受けて、データ同化に係る重要事項についての技術の開 を

13 データ同化技術開発推進官は、つくば市に置く。

(システム運用室及びデータネットワーク管理室並びに国際通信調整官)

整官一人を置く。 システム運用室は、気象庁の情報システムの管理及び気象通信の実施に関する事務 情報通信基盤課に、システム運用室及びデータネットワーク管理室並びに国際通信調 (情報政策

課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

システム運用室は、 清瀬市に置く。

システム運用室に、室長を置く。

ットワークに関する事務をつかさどる。 データネットワーク管理室は、気象、地象及び水象に関するデータの提供及び活用のためのネ

データネットワーク管理室に、室長を置く。

国際通信調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。

国際気象通信に関する企画及び立案並びに関係行政機関、 連絡調整に関すること。 外国の行政機関その他の関係者と

その他の関係者との連絡調整に関すること。 気象業務の提供のための気象通信に関する企画及び立案並びに関係行政機関、 びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第八条の規定に基づく合衆国軍隊に対する」。日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並 外国の行政機関 8 9

(衛星整備計画官及び衛星運用事業管理官)

気象衛星課に、衛星整備計画官及び衛星運用事業管理官それぞれ一人を置く。

項についての企画及び立案並びに関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に「衛星整備計画官は、命を受けて、気象衛星課の所掌事務に関する気象衛星の整備に係る重要事 関する事務をつかさどる。

3 係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。衛星運用事業管理官は、気象衛星の運用に関する事業についての企画及び立案、指導並びに関

大気海洋部

第三十四条 業務課に、気象技術開発室並びに気象情報企画官、 及び観測船運用管理官それぞれ一人を置く。 **三十四条** 業務課に、気象技術開発室並びに気象情報企画官、気象観測ビッグデータ連携調整官(気象技術開発室並びに気象情報企画官、気象観測ビッグデータ連携調整官及び観測船運用管理官)

する輻射に関する観測の成果の解析に係る技術の開発及び改良に関する事務(環境・海洋気象課) 気象技術開発室は、気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び陸水象並びにこれらに関連 の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

気象技術開発室に、室長を置く。

の企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 気象情報企画官は、命を受けて、業務課の所掌事務に関する気象情報に係る重要事項について

5 波を除く。)に関する観測の成果及び情報のインターネットその他の高度情報通信ネットワーク 者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 を通じた収集及び発表に係る環境の整備に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係 気象観測ビッグデータ連携調整官は、気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び水象(津

観測船運用管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

観測船の運用に関する企画及び立案に関すること。

観測船による観測の実施に関する関係行政機関、 外国の行政機関その他の関係者との連絡調

(気候変動対策推進室及びアジア太平洋気象防災センター並びに地域気象防災推進官、 整に関すること。 広域避難 6

官それぞれ一人を置く。 地域気象防災推進官、広域避難支援気象防災推進官、 支援気象防災推進官、 気象リスク対策課に、気候変動対策推進室及びアジア太平洋気象防災センター並びに 沿岸防災情報調整官及び台風防災情報調整官) 沿岸防災情報調整官及び台風防災情報調整

7

気候変動対策推進室は、気象庁の所掌事務のうち地球環境に係る気象業務に関する基本的な政 4の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

3 室長を置く。

4 官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。 (地震及び火山現象を除く。) 及び水象 (津波を除く。) の予報に関する事務 アジア太平洋気象防災センターは、アジア太平洋地域における災害の防止のための気象、 (台風防災情報調整

6 いた地方公共団体その他の関係者が行う防災活動に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推 地域気象防災推進官は、大気海洋部の所掌事務に関する災害の防止のための予報及び警報を用 アジア太平洋気象防災センターに、所長を置く。

第二百二十三号)第六十一条の四第三項に規定する広域避難をいう。)に係る防災活動に関する 進に関する事務(広域避難支援気象防災推進官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。 警報を用いた地方公共団体その他の関係者が行う広域避難(災害対策基本法(昭和三十六年法律 広域避難支援気象防災推進官は、大気海洋部の所掌事務に関する災害の防止のための予報及び

進に関する事務をつかさどる。 止のための予報及び警報に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに推 沿岸防災情報調整官は、命を受けて、大気海洋部の所掌事務に関する沿岸域における災害の防

基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

する事務をつかさどる。 報に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関 する災害の防止のための気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び水象(津波を除く。)の予 台風防災情報調整官は、命を受けて、アジア太平洋地域における台風その他の熱帯低気圧に関

(航空予報室及び気象監視・警報センター並びに主任予報官及び航空予報技術開発推進官)

第三十六条 予報課に、航空予報室及び気象監視・警報センター並びに主任予報官及び航空予報技 術開発推進官それぞれ一人を置く。

2 航空予報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

く。)の予報及び警報に関すること(航空予報技術開発推進官の所掌に属するものを除く。)。 航空機の利用に供するための気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び水象(津波を除

前号の観測に係る気象測器の保守及び管理の実施に関すること。 航空機の利用に供するための気象に関する観測の実施に関すること。

3 航空予報室に、室長を置く。

気象監視・警報センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

関すること(気候情報課及び環境・海洋気象課並びに航空予報室の所掌に属するものを除く。) 気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び水象(津波を除く。)の予報及び警報の実施に

観測の実施に関すること (環境・海洋気象課及び航空予報室の所掌に属するものを除く。)。 気象、地象及び水象に関する観測の成果及び情報の速報に関すること。 気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び陸水象並びにこれらに関連する輻射に関する

の所掌に属するものを除く。)。 気象測器その他の測器の保守及び管理の実施に関すること(環境・海洋気象課及び航空予報室 気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び陸水象並びにこれらに関連する輻射に関する

気象監視・警報センターに、所長を置く。

·企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 主任予報官は、命を受けて、予報課の所掌事務に関する予報及び警報に係る重要事項につい

く。)及び水象(津波を除く。)の予報及び警報に係る技術の開発及び改良の推進に関する事務を 航空予報技術開発推進官は、航空機の利用に供するための気象、 地象(地震及び火山現象を除

(観測技術調整官及び遠隔観測技術管理調整官)

第三十七条 観測整備計画課に、観測技術調整官及び遠隔観測技術管理調整官それぞれ一人を置

- 2 ついての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさど観測技術調整官は、命を受けて、観測整備計画課の所掌事務に関する技術に関する重要事項に
- 。)並びにこれらに関連する輻射に関する観測(電磁波を利用して実施するものに限る。)に関す) 遠隔観測技術管理調整官は、気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び水象(津波を除く 課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。 る企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務(環境・海洋気象 4

(異常気象情報センター及び気候情報調整官)

第三十八条 気候情報課に、異常気象情報センター及び気候情報調整官一人を置く。

異常気象情報センターは、異常気象に関する情報の収集及び発表に関する事務をつかさどる。

異常気象情報センターに、所長を置く。

3

政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 気候情報調整官は、気候変動に関する情報の収集及び発表に関する企画及び立案並びに関係行 5

(海洋気象情報室及び全球大気監視調整官)

第三十九条 環境・海洋気象課に、海洋気象情報室及び全球大気監視調整官一人を置く。

海洋気象情報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- に属するものを除く。)。 海面水温並びに海流及び海氷の状況の予報に関すること(情報基盤部及び気候情報課の所掌
- 表に関すること。 海上気象及び海水象に関する情報(長期的な海洋汚染に関するものを除く。)の収集及び発
- 4 組織的観測並びにその成果の解析に係る技術の開発及び改良に関する事務をつかさどる。全球大気監視調整官は、地球的規模の気象及びこれに関連する輻射に関する地球的規模で行う

第四款 地震火山部 海洋気象情報室に、室長を置く。

(地震津波対策企画官及び火山対策企画官)

第四十条 管理課に、地震津波対策企画官及び火山対策企画官それぞれ一人を置く。

地震津波対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる

- 関、大学等の調査結果等の収集に関する企画及び立案並びにこれらの関係者との連絡調整に関地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)第十一条第一項に規定する関係行政機 すること 3
- び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。 管理課の所掌事務に関する地震及び津波による災害の防止に係る重要事項についての企画及
- 火山対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

3

- 整に関すること。 行政機関、大学等の調査結果等の収集に関する企画及び立案並びにこれらの関係者との連絡調 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第三十五条第一項に規定する関係
- 関その他の関係者との連絡調整に関すること。 る津波によるものを除く。)の防止に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機 管理課の所掌事務に関する火山現象による災害(火山現象に密接に関連する海洋の現象であ 6 5

(地震津波防災推進室及び地震津波監視・警報センター並びに国際地震津波情報調整官)

- 地震津波情報調整官一人を置く。 地震津波監視課に、地震津波防災推進室及び地震津波監視・警報センター並びに国際
- 2 係者との連絡調整に関する事務をつかさどる 地震津波防災推進室は、次に掲げる事務に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関

6

- 術・調査課並びに国際地震津波情報調整官の所掌に属するものを除く。)。 災害の防止のための地震動及び津波の予報及び警報に関すること(管理課及び地震火山
- び発表に関すること (地震火山技術・調査課の所掌に属するものを除く。)。 災害の防止のための地震及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の収集及
- 及び国際地震津波情報調整官の所掌に属するものを除く。)。 災害の防止のための地震に関する情報の収集及び発表に関すること(地震火山技術・調査課
- 地震津波防災推進室に、室長を置く。
- 地震津波監視・警報センターは、次に掲げる事務をつかさどる
- 地震動及び津波の予報及び警報の実施に関すること。
- 地震及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測の実施に関すること。
- ること 地震及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の収集及び発表の実施に関す
- 地震に関する情報の収集及び発表の実施に関すること
- 地震及び地動に関する測器の保守及び管理の実施に関すること。

Ŧī. 兀

- 地震津波監視・警報センターに、所長を置く。
- に関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 国際地震津波情報調整官は、次に掲げる事務に関する国際的な連携に関する企画及び立案並び
- 地震に関する情報の収集及び発表に関すること。津波の予報及び警報に関すること。
- 及び国際火山灰情報調整官) (火山防災推進室及び火山監視・警報センター並びに火山機動観測管理官、 火山活動評価解析官
- 第四十二条 火山監視課に、火山防災推進室及び火山監視・警報センター並びに火山機動観測管理 火山活動評価解析官及び国際火山灰情報調整官それぞれ一人を置く。
- 2 との連絡調整に関する事務をつかさどる。 火山防災推進室は、次に掲げる事務に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者
- 課の所掌に属するものを除く。)。 災害の防止のための火山現象の予報及び警報に関すること(管理課及び地震火山技術・調査
- 関すること (地震火山技術・調査課の所掌に属するものを除く。)。 災害の防止のための火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測の成果の収集及び発表に
- 三 災害の防止のための火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること(国際火山灰情報調
- 火山防災推進室に、室長を置く。 整官の所掌に属するものを除く。)。
- 火山監視・警報センターは、次に掲げる事務をつかさどる。
- 火山現象の予報及び警報の実施に関すること。
- 火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測の実施に関すること。
- (火山活動評価解析官の所掌に属するものを除く。)。 火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測の成果の収集及び発表の実施に関すること
- 火山現象に関する情報の収集及び発表の実施に関すること。
- Ŧi. 火山現象に関する測器の保守及び管理の実施に関すること。
- 火山監視・警報センターに、所長を置く。
- 火山機動観測管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 限る。)に関すること(火山監視・警報センターの所掌に属するものを除く。)。 火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測(火山及びその周辺に赴いて実施するものに
- 一 火山現象に関する測器(火山及びその周辺に赴いて実施する観測に用いるものに限る。) 関すること (管理課及び火山監視・警報センターの所掌に属するものを除く。)。
- 7 並びにこれらの結果の発表の実施に関する事務をつかさどる。 火山活動評価解析官は、火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測の成果の評価及び解析

国際的な連携に関する企画及び立案並びに関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連 絡調整に関する事務をつかさどる。 国際火山灰情報調整官は、大気中における火山灰の分布に関する情報の収集及び発表に関する

震火山解析技術開発推進官) (大規模地震調査室並びに地震動・津波予測モデル開発推進官、 地震火山観測企画調整官及び地

地震火山観測企画調整官及び地震火山解析技術開発推進官それぞれ一人を置く。 地震火山技術・調査課に、大規模地震調査室並びに地震動・津波予測モデル開発推進

大規模地震調査室は、次に掲げる事務をつかさどる

大規模な地震の発生の見込みを評価するための地震に関する情報の収集及び発表に関するこ

二 地震予知情報に関すること。

大規模地震調査室に、室長を置く。

の推進に関する事務をつかさどる。 地震動・津波予測モデル開発推進官は、 地震動予測モデル及び津波予測モデルの開発及び改良

5 射に関する観測に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との 連絡調整に関する事務をつかさどる。 地震火山観測企画調整官は、命を受けて、地震、火山現象及び地動並びにこれらに関連する輻

6 地震火山解析技術開発推進官は、地震、火山現象及び地動並びにこれらに関連する輻射に関す

る観測の成果の解析に係る技術の開発及び改良の推進に関する事務をつかさどる。

## 第四十四条 削除

第二章 施設等機関 気象研究所

第一節

(気象研究所の位置)

第四十五条

気象研究所は、茨城県に置く。

第四十六条 気象研究所に、所長を置く。

所長は、気象研究所の事務を掌理する。

(研究総務官)

第四十七条 気象研究所に、研究総務官一人を置く。

2 研究総務官は、命を受けて、 重要な研究に関し、 総括して指導を行う。

(気象研究所に置く部等)

第四十八条 気象研究所に、 企画室及び次の九部並びに研究連携戦略官一人を置く。

総務部

全球大気海洋研究部

気候・環境研究部

火山研究部 地震津波研究部

(企画室の所掌事務)

研究に関する総括に関すること。

気象観測研究部 気象予報研究部

台風・災害気象研究部

応用気象研究部

第四十九条 企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

研究に関する企画及び立案に関すること

研究の成果に関すること。

広報に関すること。

五. (総務部の所掌事務 図書及び資料の刊行及び整理に関すること。

第五十条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関すること。 所長の官印及び所印の保管に関すること。

公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

五四

経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

国有財産及び物品の管理に関すること。

前各号に掲げるもののほか、気象研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ

(総務部に置く課)

第五十一条 総務部に、 次の二課を置く。

総務課

会計課

(総務課の所掌事務)

第五十二条総務課は、 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関すること。 次に掲げる事務をつかさどる。

所長の官印及び所印の保管に関すること。

公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

前各号に掲げるもののほか、気象研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ

(会計課の所掌事務)

五.

第五十三条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

国有財産及び物品の管理に関すること。

気象研究所所属の建築物の営繕に関すること。

研究用機械器具の試作及び工作に関すること。 研究用共通施設の供用に関すること。

第五十四条 全球大気海洋研究部は、地球全体に係る気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び 水象並びにこれらに関連する輻射に関する研究に関する事務 (全球大気海洋研究部の所掌事務) (他の研究部の所掌に属するものを

第五十五条 気象予報研究部は、 報に関する研究に関する事務(台風・災害気象研究部、 除く。)をつかさどる。 (気象予報研究部の所掌事務) 国内の気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び陸水象の予 気候・環境研究部及び応用気象研究部の

らに関連する輻射に関する次に掲げる事務(台風・災害気象研究部、気候・環境研究部及び応用第五十六条 気象観測研究部は、気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び陸水象並びにこれ 気象研究部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。 らに関連する輻射に関する次に掲げる事務(台風・災害気象研究部、 所掌に属するものを除く。)をつかさどる。 (気象観測研究部の所掌事務)

観測に関する研究に関すること。

気象衛星に関する研究に関すること。

気象測器に関する研究に関すること。

(台風・災害気象研究部の所掌事務)

第五十七条 台風・災害気象研究部は、 次に掲げる事務をつかさどる

```
第六十三条
                                                                                                                                                           第六十五条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                  第六十四条
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           第六十二条
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              第六十一条
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  第六十条 応用気象研究部は、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             第五十九条の二 火山研究部は、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          第五十九条
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            究及び研究機関その他の関係機関との連携に関する事務をつかさどる
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 連する輻射に関する先端的研究に関する事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               (気候・環境研究部の所掌事務)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 (研究連携戦略官の職務)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                (火山研究部の所掌事務)
                                                                                                                                                                                                                                                      (気象衛星センターに置く部)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          (気象衛星センターの位置)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                          (所長)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      (応用気象研究部の所掌事務)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           (地震津波研究部の所掌事務)
                                                                                                                                                                               (総務部の所掌事務)
                                                                                                                                                                                                                                                                    所長は、気象衛星センターの事務を掌理する。
                                                                                                                                                                                                                総務部
ること
                                                                                                                                                                                                データ処理部
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        火山現象に関する測器の研究に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      地象 (火山現象を除く。)、地動及び津波に関する物理的研究に関すること
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            地球的規模の気象に関する実践的研究に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  前号に掲げるもののほか、災害を発生させるおそれがある気象に関する実践的研究に関する
              前各号に掲げるもののほか、気象衛星センター国有財産及び物品の管理に関すること。
                                                                                                                                       職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        火山現象の予報の研究に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                地象(火山現象を除く。)、地動及び津波に関する測器の研究に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  地震の発生の予知に関する研究に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    台風に関する実践的研究に関すること。
                                                 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
                                                                   職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
                                                                                    広報に関すること。
                                                                                                     公文書類の接受、発送、
                                                                                                                        所長の官印及び気象衛星センターの印の保管に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       火山現象に関する物理的研究に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 応用地震の研究に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  地震動及び津波の予報の研究に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           気候に関する実践的研究に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           第二節 気象衛星センター
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              気候・環境研究部は、
                                                                                                                                                                                                                                                                                     気象衛星センターに、所長を置く。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              研究連携戦略官は、命を受けて、気象業務に関する技術に係る重要事項についての研
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       地震津波研究部は、
                                                                                                                                                                                                                                  気象衛星センターに、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         気象衛星センターは、
                                                                                                        編集及び保存に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  気象、地象、地動、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             次に掲げる事務
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        次に掲げる事務(応用気象研究部の所掌に属するものを除く。)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              次に掲げる事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         清瀬市に置く。
                                                                                                                                                                                                                                   次の二部を置く。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  地球磁気、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             (応用気象研究部の所掌に属するものを除く。)
              -の所掌事務で他の所掌に属しないものに関す
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     地
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    球電気及び水象並びにこれらに関
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 一 気象、地象及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する気象衛星による観測に関するこ第六十六条 データ処理部は、次に掲げる事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      第七十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      第六十九条
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              第六十七条 削除
                                                  第七十三条 観測第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                               第七十二条観測第一課は、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                第七十条
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        2
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           第六十八条 高層気象台は、
                                                                                                                                                                                                                                                                                            六五四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              二 気象、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         兀
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     五.
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          (台長)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      (データ処理部の所掌事務)
                                                                      (観測第二課の所掌事務)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    (高層気象台に置く課)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              (高層気象台の位置)
                                                                                                                                                                                                                     観測第一課の所掌事務)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          総務課の所掌事務
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           観測第二課
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              総務課
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    台長は、高層気象台の事務を掌理する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                        前各号に掲げるもののほか、高層気象台の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                台長の官印及び台印の保管に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  図書及び資料の刊行及び整理に関すること。
                                                                                                       高層気象に関連する地上気象の観測に関すること。
                                                                                                                                            下層気象及び上層気象の観測技術に関すること。
                                                                                                                                                               下層気象及び上層気象の精密な調査に関すること。
                                                                                                                                                                                 下層気象の精密な観測及び上層気象の標準観測並びにこれらの成果の統計に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                            職員の衛生、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                             国有財産及び物品の管理に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  電気施設及び機械施設に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       前二号に掲げるもののほか、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          気象無線報の受信に関すること。
              超高層気象の精密な調査に関すること。
                                超高層気象の精密な観測及びその成果の統計に関すること。
                                                                                        図書及び資料の刊行及び整理に関すること。
                                                                                                                         下層気象及び上層気象に関する気象測器の試験及び改良の実施に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                        気象に関する証明及び鑑定に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
超高層気象の観測技術に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              第三節
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   高層気象台に、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      高層気象台に、台長を置く。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            地象及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する気象衛星による気象通信に関する
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               高層気象台
                                                                                                                                                                                                                                                                                            医療その他の福利厚生に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   次の三課を置く。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           茨城県に置く。
                                                                                                                                                                                                 次に掲げる事務をつかさどる
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       気象衛星センターの所掌事務を遂行するために行う気象通信に
```

```
第八十三条
                                                                                     第八十一条及び第八十二条
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               第七十五条
第八十四条
                                                                                                                                                                                                               第八十条 観測課は、次に掲げる事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            第七十九条 技術課は、次に掲げる事務をつかさどる
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               第七十八条
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      第七十七条
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             第七十六条
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      第七十四条 削除
                                                  (気象大学校の位置)
                                                                                                                                                                                                                                   (観測課の所掌事務)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                (技術課の所掌事務)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  (総務課の所掌事務)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   (地磁気観測所の位置)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          (地磁気観測所に置く課)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     総務課
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           所長は、地磁気観測所の事務を掌理する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   観測課
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     技術課
                                                                                                                                                                             に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                    設計、試作及び工作に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                          ること
                                                                                                                                                                                              地球磁気及び地球電気並びにこれらに関連する諸現象の観測並びにその成果の調査及び統計
                                                                                                                                                                                                                                                                                                        地球磁気及び地球電気並びにこれらに関連する諸現象の観測成果の審査及び観測技術に関す
                                                                                                                                                           地球磁気の観測に用いる器械の検定の実施に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                    地球磁気及び地球電気並びにこれらに関連する諸現象の観測に用いる器具、器械及び装置の
                                                                                                                        地球磁気及び地球電気並びにこれらに関連する諸現象に関する資料に関すること。
                                                                                                                                        地球磁気の観測に用いる器械に関する基準器の保守に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           気象業務に関する総括に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            気象業務に関する企画及び立案に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   気象に関する証明及び鑑定に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            所長の官印及び所印の保管に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関すること。
                                                                                                         広報に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   前各号に掲げるもののほか、地磁気観測所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      国有財産及び物品の管理に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      太陽及び大気の輻射の観測並びにこれらの精密な調査に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      超高層気象に関する気象測器の試験及び改良の実施に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   第四節 地磁気観測所
                                                                     第五節 気象大学校
                                気象大学校は、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               地磁気観測所は、茨城県に置く。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            地磁気観測所に、所長を置く。
気象大学校に、校長を置く。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       地磁気観測所に、
                                                                                      削除
                                  千葉県に置く。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       次の三課を置く
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             第八十六条
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                2 教頭は、
                                        台
                                                        仙台管区気象青森県、
                                                                                           |札幌管区気象||北海道及びその地先水面の区域
                                                                                                                                 第九十一条 管区気象台の管轄区域は、次のとおりとする。
                                                                                                                                                                                                                                          第九十条 学生課は、次に掲げる事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     第八十九条 教務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       第八十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            3
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               2
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    第八十五条
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           2
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   第八十七条
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             七
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             六 五 四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      る者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
                                                                                                                                                                                                                                                              (学生課の所掌事務)
                                                                                                                                                  (管区気象台の管轄区域)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        (教務課の所掌事務)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                (教授等)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          (総務課の所掌事務)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    (気象大学校に置く課)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             総務課
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            学生課
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             教務課
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        校長は、
                                                                                                                                                                                                        学生の寮内規律に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   校長の官印及び校印の保管に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           国有財産及び物品の管理に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
                                                                                                                                                                                       寮の設備に関すること。
                                                                                                                                                                                                                         学生の規律、教養及び福利厚生に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                 実習に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                 教材及び図書の整理に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  教科課程、教授要目その他教務に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          前各号に掲げるもののほか、気象大学校の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ
                                                                                                                                                                   第三章 地方支分部局
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 気象大学校に、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             気象大学校に、教授、准教授及び講師を置く。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 校長を助け、気象大学校の事務を整理する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 気象大学校に、教頭一人を置く。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        気象大学校の事務を掌理する。
                                                                                                                管轄区域
                                                         岩手県、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   次の三課を置く。
                                                         宮城県、
                                                        秋田県、
                                                        山形県及び福島県並びにそれらの地先水面の区
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         能力及び実績を有す
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             能力及び実績を有
```

域

東 京管区気象茨城県、 らの地先水面の区域 石川県、福井県、 栃木県、 山梨県、 群馬県、 長野県、 埼玉県、 岐阜県、 千葉県、 東京都、 静岡県、 愛知県及び三重県並びにそれ 神奈川県、新潟県、 富山県、

|大阪管区気象||滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、 愛媛県及び高知県並びにそれらの地先水面の区域 岡山県、

福岡管区気象山口県、福岡県、佐賀県、台 広島県、徳島県、香川県、 長崎県、 熊本県、 大分県、宮崎県及び鹿児島県並びにそ

(管区気象台に置く部)

れらの地先水面の区域

第九十二条 気象防災部 管区気象台に、 次の二部を置

(総務部の所掌事務)

第九十三条 総務部は、 次に掲げる事務をつかさどる。

職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

台長の官印及び台印の保管に関すること。 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

国有財産及び物品の管理に関すること。

気象業務に関する総括に関すること。 広報に関すること。

管区気象台の所掌事務に関する実施計画に関すること。

気象、地象及び水象に関する証明及び鑑定に関すること。

気象測器の需給計画に関すること。

前各号に掲げるもののほか、管区気象台の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ

(気象防災部の所掌事務)

気象防災部は、次に掲げる事務をつかさどる。

気象、地象(地震にあっては、 地震動に限る。)及び水象の予報及び警報に関すること。

気象通信に関すること。

及び発表に関すること。 気象、地象、地動及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集

気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

気象測器その他の測器に関すること(総務部の所掌に属するものを除く。)。

図書の刊行及び整理に関すること。

(防災調整官)

ついての総括及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。2 防災調整官は、管区気象台の所掌事務に関する災害の防止に係る気象業務に関する重要事項に第九十四条の二 管区気象台の総務部に、それぞれ防災調整官一人を置く。 (危機管理調整官) 2

第九十四条の三 管区気象台の総務部に、それぞれ危機管理調整官一人を置く。

ュリティ管理官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。 るものの企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務(情報セキ危機管理調整官は、管区気象台の所掌事務に係る実施計画に関する事務のうち危機管理に関す

情報セキュリティ管理官)

2 第九十四条の四 管区気象台の総務部に、それぞれ情報セキュリティ管理官一人を置く。

絡調整に関する事務をつかさどる。 確保及び情報システムの最適化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連 情報セキュリティ管理官は、管区気象台の所掌事務に関する情報システムに係る情報の安全の

第九十四条の五 管区気象台の気象防災部に、それぞれ次長一人を置く。

2 次長は、部長を助け、 部の事務を整理する。

(気象防災情報調整官)

2

第九十四条の六 管区気象台の気象防災部に、それぞれ気象防災情報調整官一人を置く。

く。)に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

災害の防止に係る気象情報(地震、火山現象及び津波に係るものを除

(地震津波対策調整官)

**第九十五条** 管区気象台(東京管区気象台を除く。)の気象防災部に、それぞれ地震津波対策調整

人を置く。

関する事務をつかさどる。 地震津波対策調整官は、 次に掲げる事務に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に

2

集に関すること。 地震防災対策特別措置法第十一条第一項に規定する関係行政機関、 大学等の調査結果等の 収

三 災害の防止のための地震に関する情報の収集及び発表に関すること。 二 災害の防止のための地震動及び津波の予報及び警報に関すること。

(火山対策調整官)

第九十五条の二 管区気象台(東京管区気象台及び大阪管区気象台を除く。)の気象防災部に、 れぞれ火山対策調整官一人を置く。

そ

2 る事務をつかさどる。 火山対策調整官は、次に掲げる事務に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関す

活動火山対策特別措置法第三十五条第一項に規定する関係行政機関 大学等の調査結果等の

収集に関すること。

災害の防止のための火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること。 災害の防止のための火山現象の予報及び警報に関すること。

(気候変動・海洋情報調整官)

第九十五条の三 管区気象台の気象防災部に、それぞれ気候変動・海洋情報調整官一人を置く。 2 気候変動・海洋情報調整官は、 次に掲げる事務に関する関係行政機関その他の関係者との連絡

調整に関する事務をつかさどる。

発表に関すること。 海上気象、海水象及び地球的規模の気象並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果 海面水温の予報に関すること。

三 気候、海上気象、海水象及び地球的規模の気象に関する情報の収集及び発表に関すること。 (地震津波火山防災情報調整官)

第九十五条の四 管区気象台(東京管区気象台に限る。)の気象防災部に、 調整官一人を置く。 地震津波火山防災情報

る関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 地震津波火山防災情報調整官は、災害の防止に係る地震、火山現象及び津波に係る情報に関す

第九十六条 (総務部に置く課) 総務部に、 次の三課を置く。

総務課

会計課 業務課

.総務課の所掌事務)

第九十七条 総務課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

台長の官印及び台印の保管に関すること。

- 五四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること 前各号に掲げるもののほか、管区気象台の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- (会計課の所掌事務)
- 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること
- 建築物の営繕に関すること。
- (業務課の所掌事務)
- 第九十九条 業務課は、次に掲げる事務をつかさどる
- 気象業務に関する総括に関すること。
- 広報に関すること。
- ィ管理官の所掌に属するものを除く。)。 管区気象台の所掌事務に関する実施計画に関すること(危機管理調整官及び情報セキュリテ
- 気象、地象及び水象に関する証明及び鑑定に関すること。
- 行政の考査に関すること。 気象測器の需給計画に関すること。
- (気象防災部に置く課等)
- 第百条 気象防災部に、 次に掲げる課及びセンターを置く。
- 予報課(東京管区気象台を除く。) 地域防災推進課
- 地震火山課 観測整備課(東京管区気象台を除く。)
- 観測予報課(東京管区気象台に限る。) 通信課(大阪管区気象台に限る。)
- (地域防災推進課の所掌事務) 地域火山監視・警報センター (東京管区気象台及び大阪管区気象台を除く。)
- 一 災害の防止のための予報及び警報を用いた地方公共団体その他の関係者が行う防災活動の推第百一条 地域防災推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。 進に関すること。
- 気象情報の地域における利用に関すること。
- 産業気象に関する調査に関すること。
- 災害に関連する気象、地象及び水象の調査に関すること。
- 図書の刊行及び整理に関すること。
- 前各号に掲げるもののほか、気象防災部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ
- (予報課の所掌事務
- 第百二条 予報課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- こと (気候変動・海洋情報調整官及び地域防災推進課の所掌に属するものを除く。)。 気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び水象(津波を除く。)の予報及び警報に関する
- 測の実施に関すること。

気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する観

- 気象、地象及び水象の観測の成果及び情報の速報に関すること
- 天気相談に関すること。
- 2 に関する事務をつかさどる 管区気象台(大阪管区気象台を除く。)の予報課は、 前項各号に掲げる事務のほ か、 気象通信

- 地象及び水象の観測の成果及び情報の整理に関する事務をつかさどる。 大阪管区気象台の予報課は、第一項各号に掲げる事務のほか、気象通信により収集した気象、
- 第百三条 観測整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- に属するものを除く。)。 測並びにその成果の収集及び発表に関すること(気候変動・海洋情報調整官及び予報課の所掌 気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する観
- 気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び水象に関する情報の収集及び発表に関するこ
- と (気候変動・海洋情報調整官の所掌に属するものを除く。)。
- 三 気象測器その他の測器に関すること (総務部及び地震火山課の所掌に属するものを除く。)。
- 第百四条 地震火山課は、次に掲げる事務(札幌管区気象台、仙台管区気象台及び福岡管区気象台 (地震火山課の所掌事務)
- にあっては、地域火山監視・警報センターの所掌に属するものを除く。)をつかさどる
- を、大阪管区気象台にあっては、地震津波対策調整官の所掌に属するものを除く。)。 及び福岡管区気象台にあっては、地震津波対策調整官及び火山対策調整官の所掌に属するもの 地震動、火山現象及び津波の予報及び警報に関すること(札幌管区気象台、仙台管区気象台
- 二 地震、火山現象及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及
- び発表に関すること 地震及び火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること(札幌管区気象台、仙台管区気
- 象台及び福岡管区気象台にあっては、地震津波対策調整官及び火山対策調整官の所掌に属する ものを、大阪管区気象台にあっては、地震津波対策調整官の所掌に属するものを除く。)。
- (通信課の所掌事務 地震、火山現象及び地動に関する測器に関すること。
- 第百六条 削除 第百五条 通信課は、気象通信に関する事務(予報課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。
- (観測予報課の所掌事務)
- 第百七条 観測予報課は、第百二条第一項、第百三条及び第百五条に規定する事務をつかさどる。 (地域火山監視・警報センターの所掌事務)
- 第百七条の二 地域火山監視・警報センターは、 次に掲げる事務をつかさどる
- 火山現象の予報及び警報の発表に関すること。
- 一 火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関するこ
- 三 火山現象に関する関係行政機関その他の関係者からの情報の収集及びその情報の発表に関す ること
- 火山現象に関する測器の保守の実施に関すること。
- (沖縄気象台の管轄区域)

兀

- 第百八条 沖縄気象台の管轄区域は、 沖縄県及びその地先水面の区域とする。
- 第百九条 沖縄気象台に、次長二人を置く (沖縄気象台の次長)
- 2
- (沖縄気象台の防災調整官) 次長は、台長を助け、沖縄気象台の事務を整理する。
- 第百九条の二 沖縄気象台に、防災調整官一人を置く。
- 2 ついての総括及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 (沖縄気象台の危機管理調整官) 防災調整官は、沖縄気象台の所掌事務に関する災害の防止に係る気象業務に関する重要事
- 第百九条の三 沖縄気象台に、危機管理調整官一人を置く。

ュリティ管理官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。 るものの企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務 危機管理調整官は、沖縄気象台の所掌事務に係る実施計画に関する事務のうち危機管理に関す (情報セキ

(沖縄気象台の情報セキュリティ管理官)

第百九条の四 沖縄気象台に、情報セキュリティ管理官一人を置く。

確保及び情報システムの最適化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連情報セキュリティ管理官は、沖縄気象台の所掌事務に関する情報システムに係る情報の安全の 絡調整に関する事務をつかさどる。

(沖縄気象台の気象防災情報調整官)

沖縄気象台に、気象防災情報調整官一人を置く。

く。)に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 気象防災情報調整官は、災害の防止に係る気象情報(地震、火山現象及び津波に係るものを除 2

(沖縄気象台の地震津波火山防災情報調整官)

沖縄気象台に、地震津波火山防災情報調整官一人を置く。

る関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 地震津波火山防災情報調整官は、災害の防止に係る地震、火山現象及び津波に係る情報に関す

(沖縄気象台の気候変動・海洋情報調整官)

第百九条の七 沖縄気象台に、気候変動・海洋情報調整官一人を置く。

2

調整に関する事務をつかさどる。 気候変動・海洋情報調整官は、次に掲げる事務に関する関係行政機関その他の関係者との連絡

海面水温の予報に関すること。

発表に関すること。 海上気象、海水象及び地球的規模の気象並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の 三 前二号に掲げるもののほか、航空気象業務の実施に関すること。

(沖縄気象台に置く課) 気候、海上気象、海水象及び地球的規模の気象に関する情報の収集及び発表に関すること。

第百十条 沖縄気象台に、 次の七課を置く。

会計課 総務課

予報課 地域防災推進課 業務課

観測整備課

地震火山課

(総務課の所掌事務)

第百十一条 総務課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

第九十七条第一号から第四号までに掲げる事務

前号に掲げるもののほか、沖縄気象台の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

会計課は、 第九十八条に規定する事務をつかさどる

(会計課の所掌事務)

第百十二条

(業務課の所掌事務)

第百十三条 業務課は、次に掲げる事務をつかさどる

第九十九条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事務

沖縄気象台の所掌事務に関する実施計画に関すること(危機管理調整官及び情報セキュリテ

ィ管理官の所掌に属するものを除く。)。

(地域防災推進課の所掌事務)

第百十三条の二地域防災推進課は、 第百一条第一 号から第五号までに規定する事務をつかさど

(予報課の所掌事務)

**第百十四条** 予報課は、第百二条第一項及び第二項に規定する事務をつかさどる。

(観測整備課の所掌事務)

第百十五条 観測整備課は、 第百三条に規定する事務をつかさどる。

(地震火山課の所掌事務)

第百十六条 地震火山課は、 第百四条に規定する事務をつかさどる

第百十七条

第百十八条

(地方気象台の名称、 位置及び管轄区域)

第百十九条 地方気象台(航空地方気象台を除く。)の名称、位置及び管轄区域は、 おりとする。 別表第一のと

八十号)第二条に規定する空港その他の飛行場をいう。以下同じ。)をいう。 表第二のとおりとし、管轄区域は担任空港等及びその周辺とする。 航空地方気象台の名称、位置及び担任空港等(担任する空港等(空港法 7。以下同じ。) は、別(昭和三十一年法律第

(地方気象台の所掌事務及び内部組織)

第百二十条 地方気象台(航空地方気象台を除く。)の所掌事務及び内部組織は、 次条から第百二

十一条の四までに定めるもののほか、気象庁長官が定める。

2 ものとし、その内部組織は、次条に定めるもののほか、気象庁長官が定める。 航空地方気象台は、管区気象台又は沖縄気象台の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する 航空機の利用に供するための気象、地象(地震にあっては、地震動に限る。) 及び水象の予

報及び警報に関すること。 航空機の利用に供するための気象、地象及び水象の観測及びその成果の発表に関すること。

第百二十一条 地方気象台(南大東島地方気象台を除く。) に、 それぞれ次長一人を置く。

次長は、台長を助け、 地方気象台の事務を整理する。

(広域防災管理官)

2

第百二十一条の二 広域防災管理官一人を置く。 地方気象台 (新潟、名古屋、広島及び高松地方気象台に限る。) に、 それぞれ

相互の連携に関する調整に関する事務をつかさどる。 広域防災管理官は、防災気象業務に関する実施計画に係る国及び地方公共団体その他の関係者

(気象防災情報調整官)

2

第百二十一条の三 地方気象台(新潟、名古屋、広島、 高松及び鹿児島地方気象台に限る。) に、

それぞれ気象防災情報調整官一人を置く

2 く。)に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 気象防災情報調整官は、災害の防止に係る気象情報 (地震、火山現象及び津波に係るものを除

第百二十一条の四 地方気象台(新潟、名古屋、広島、 高松及び鹿児島地方気象台に限る。) に、

(地震津波火山防災情報調整官)

それぞれ地震津波火山防災情報調整官一人を置く 地震津波火山防災情報調整官は、災害の防止に係る地震、火山現象及び津波に係る情報に関す

る関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第百二十二条 測候所(航空測候所を除く。) (測候所の名称、位置及び管轄区域) の名称及び位置は、 別表第一のとおりとし、

管轄区

びその周辺とする。 位置及び担任空港等は、 別表第二のとおりとし、 管轄区域は担任空港等及

2

2 第百二十三条 務を分掌するものとし、その内部組織は、次条に定めるもののほか、気象庁長官が定める。 航空測候所は、管区気象台又は沖縄気象台の所掌事務のうち、第百二十条第二項に規定する事 測候所(航空測候所を除く。)の所掌事務及び内部組織は、気象庁長官が定める。

第百二十三条の二 航空測候所に、それぞれ次長一人を置く。

次長は、所長を助け、航空測候所の事務を整理する。

(出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織)

第百二十四条 管区気象台、沖縄気象台、地方気象台及び測候所の出張所の名称、 所掌事務及び内部組織は、気象庁長官が定める。 位置、 管轄区

(管区気象台及び沖縄気象台の管轄区域の特例)

気象業務については、これらの規定による管轄区域内に存する空港等及びその周辺を管轄区域と第百二十五条 管区気象台及び沖縄気象台は、第九十一条及び第百八条の規定にかかわらず、航空 するものとする。

等及びその周辺を管轄するものとする。 一条及び前項の規定にかかわらず、東京管区気象台が仙台管区気象台の管轄区域内に存する空港仙台管区気象台の管轄区域における第百二十条第二項第一号に掲げる事務に関しては、第九十

3 を対象として行う予報及び警報の業務については、気象庁長官が指定する区域を管轄区域とする管区気象台及び沖縄気象台は、第九十一条及び第百八条の規定にかかわらず、地方海上予報区

管轄するものとする。 第四章

第百二十六条

(航空地方気象台の管轄区域の特例)

わらず、別表第三の上欄に掲げる航空地方気象台が、同表の下欄に掲げる空港等及びその周辺をR百二十六条 第百二十条第二項第一号に掲げる事務に関しては、第百十九条第二項の規定にかか

(雑則)

第百二十七条 この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、 気象庁長官が定め

(施行期日)

(この本部令の効力)

この本部令は、その施行の日に、気象庁組織規則

(平成十三年国土交通省令第三号) となるも

する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。この中央省庁等改革推進本部令(次項において「本部令」という。)は、内閣法の一部を改正

附 則 (平成一三年二月一日国土交通省令第三〇号)

この省令は、平成十三年三月一日から施行する。

(平成一三年三月二九日国土交通省令第五八号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、 平成十四年三月一日から施行する。 第四十四条及び別表第一の改正規定

(平成一四年一月三一日国土交通省令第二号)

この省令は、平成十四年三月一日から施行する

(平成一四年四月一日国土交通省令第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。 (平成一五年一月一七日国土交通省令第五号)

この省令は、平成十五年三月一日から施行する。 (平成一五年四月一日国土交通省令第四九号)

> 成十六年三月一日から施行する この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一福岡管区気象台の項の改正規定は、

> > 平

則 (平成一五年九月八日国土交通省令第八九号)

附 則 (平成一六年三月二二日国土交通省令この省令は、平成十五年十月一日から施行する。 (平成一六年三月二二日国土交通省令第一九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次条から附則第十一条までの規定は、 - 六年四月一日から施行する。 平成

(平成一六年四月一日国土交通省令第五〇号

成十六年八月一日から施行する この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一福岡管区気象台の項の改正規定は、 平

則 (平成一六年八月三〇日国土交通省令第八五号)

附

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

則 (平成一七年二月八日国土交通省令第五号)

改正規定は、平成十七年三月二十二日から施行する。 大阪管区気象台の項の改正規定及び第二条中地方航空局組織規則別表第一広島空港事務所の項 この省令は、平成十七年二月十七日から施行する。ただし、第一条中気象庁組織規則別表第二

附 則 (平成一七年三月三一日国土交通省令第三一号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する

則 (平成一七年六月三〇日国土交通省令第七六号)

この省令は、平成十七年七月一日から施行する。

正規定は平成十八年三月二十日から施行する。 規定は同年十一月七日から、別表第一福岡管区気象台の項中 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、別表第二福岡管区気象台の項の改正附、則 (平成一七年九月二九日国土交通省令第九匹号) 「名瀬市」を「奄美市」に改める改

附 則 (平成一八年三月三一日国土交通省令第四四号)

の改正規定は、公布の日から施行する。 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。 ただし、 第八十二条第一項の表及び別表第

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。 附 則 (平成一八年九月一五日国土交通省令第八七号)

(施行期日) 附 則 (平成一九年三月三〇日国土交通省令第二七号) 抄

この省令は、平成十九年四月一日から施行する 附

則 (平成一九年四月一日国土交通省令第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。

則 (平成一九年九月二六日国土交通省令第八一号)

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

(平成一九年一一月二六日国土交通省令第九〇号) 抄

施行する。 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律(平成十九年法律第百十五号) の施行の日から

1

(施行期日)

則 (平成二〇年六月一八日国土交通省令第四四号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する

1

則 (平成二〇年一〇月一日国土交通省令第八三号)

この省令は、平成二十年十月一日から施行する

(平成二一年三月三〇日国土交通省令第一六号)

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(令和六年三月二九日国土交通省令第三七号)

(令和五年三月三一日国土交通省令第二八号)

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(令和四年三月三一日国土交通省令第二七号)

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

この省令は、令和二年十月一日から施行する。

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。 附 則 (平成三〇年三月三一日国土交通省令

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

Jの省令は、平成三十一年四月一日から施行する。 附 則 (平成三一年三月二九日国土交通省令第

この省令は、公布の日から施行する。

則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年十月一日から施 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、 この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日 | 別表第一 (第百十九条第一項、第百二十二条第一項関係) 附 則 (令和三年三月三一日国土交通省令第二四号) 附 則 (平成二九年三月三一日国土交通省令第三〇号) 附 則 (平成二一年九月一一日国土交通省令第五六号) 則 (平成二五年九月二六日国土交通省令第八二号) 則 (平成二一年六月一日国土交通省令第三八号) (平成三一年三月二九日国土交通省令第二七号) (令和二年九月三〇日国土交通省令第八〇号) (平成二八年三月三一日国土交通省令第三〇号) (平成二七年四月一〇日国土交通省令第三五号) (平成三〇年三月三一日国土交通省令第三四号) (平成二六年三月二六日国土交通省令第二三号) (平成二五年五月一六日国土交通省令第四六号) (平成二四年四月六日国土交通省令第四九号) (平成二一年三月三一日国土交通省令第二六号) (平成二四年三月三〇日国土交通省令第三八号) (平成二二年四月一日国土交通省令第二七号) (平成二三年三月三一日国土交通省令第二八号) 抄 第二条の規定は、平成二十一年十 気象台 気象台 縄気象台 札幌管区图館地方気象台 管区気象管区気象台又は沖縄気象台の所掌事務の一部を分掌する地方気象台 東京管区水戸地方気象台 台又は沖 稚内地方気象台 釧路地方気象台 名称 金沢地方気象台 富山地方気象台 新潟地方気象台 熊谷地方気象台 前橋地方気象台 福島地方気象台 山形地方気象台 秋田地方気象台 盛岡地方気象台 網走地方気象台 室蘭地方気象台 旭川地方気象台 **横浜地方気象台** 稣子地方気象台 (野地方気象台 -府地方気象台 1.井地方気象台 ,都宮地方気象台 富山市 函館市 甲府市 福井市 金沢市 新潟市 横浜市 銚子市 熊谷市 水戸市 福島市 山形市 秋田市 盛岡市 稚内市 釧路市 室蘭市 旭川市 位置 前橋市 宇都宮市 青森市 網走市 山梨県 石川県 富山県 新潟県 埼玉県 茨城県 山形県 岩手県 青森県 福井県 群馬県 栃木県 秋田県 別市及びオホーツク総合振興局 別市、 |島総合振興局管内及び檜山振興局 北海道のうち函館市、 福島県 振興局管内 北海道のうち北見市、 総合振興局管内及び根室振興局 室市、十勝総合振興局管内、釧路 北海道のうち釧路市、帯広市、 北海道のうち室蘭市、苫小牧市 北海道のうち旭川市、留萌市、 管轄区域 神奈川県 千葉県 北海道のうち稚内市及び宗谷総合 管内及び日高振興局管内 登別市、伊達市、胆振総合振興局 合振興局管内及び留萌振興局管内 名寄市、富良野市、上川総 網走市、 北斗市、 根帯広測 務(地方気象台が縄気象台の所掌事管区気象台又は沖 管区気象台又は 名称 む。)の一部を分掌 分掌するものを含 する測候所 候帯広市 位置

月一日から施行する。

この省令は、平成二十一年六月四日から施行する。

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附

(施行期日)

則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(平成二十一年四月一日) から施行する

札幌管区気象台		台管	管区元	別表第二				台縄気象								気象台	福岡管区													気象台	大阪管区				_
	名称	台	た	一(第百十九条第二項、	国フラ島サフタイプ	有大東島也方気象台	石垣島地方気象台	台 图字古島地方気象台沖縄気象宮古島地方気象台		鹿児島地方気象台	宮崎地方気象台	大分地方気象台	熊本地方気象台	長崎地方気象台	佐賀地方気象台		下関地方気象台	高	松山地方気象台	高松地方気象台	徳島地方気象台	広島地方気象台	岡山地方気象台	松江地方気象台	鳥取地方気象台	和歌山地方気象台	奈良地方気象台	神戸地方気象台	京都地方気象台		彦根地方気象台	津地方気象台	名古屋地方気象台	静岡地方気象台	岐阜地方気象台
	423*		也方式象台	(、第百二十二条第二項関係)	大東村 15月	中	石垣市	宮古島市		鹿児島市	宮崎市	大分市	熊本市	長崎市	佐賀市		下関市	高知市	松山市	高松市	徳島市	広島市	岡山市	松江市	鳥取市	和歌山市	奈良市	神戸市	京都市		彦根市	津市	名古屋市	静岡市	岐阜市
	位置			(第二項関係)	<b>∄</b>	中  ・  ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	沖縄県のうち石	沖縄県のうち宮		鹿児島県	宮崎県	大分県	熊本県	長崎県	佐賀県		山口県	高知県	愛媛県	香川県	徳島県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	京都府		滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県
候所 候所 歲航空 測千歳市		海 (個) 月	九旦則矣斤		ませ 国フ夏林及で	うう有大東寸及び	垣市及び八重山郡	沖縄県のうち宮古島市及び宮古郡																											
起奥新千紋稚帯釧函館幌 川尻千歳別内広空空空空空 大水。 大水。 大水。 大水。 大水。 大水。 大水。 大水。 大水。 大水。	位置	1 打住公內等	旦七宮忠等						所	名瀬測候奄美市																									
福岡管区気象台				L					<u>'</u>					3 4 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	大阪管区気象台			<u>,                                     </u>		<u>'</u>	I .	<u>'</u>		•	<u>'</u>		<u> </u>	<u> </u>			東京管区気象台				
福岡航空地方気象台福岡															関西航空地方気象台大阪府泉南郡田	中部航空地方気象台常滑市														東京航空地方気象台	成田航空地方気象台成田市				
福岡市														町 :       	大阪府泉南郡田尻	常滑市														東京都大田区	成田市				
福 壱 対 長 佐 福 北 岩 山 工 控 馬 崎 賀 空 空 空 空 空 空 港 港 港 港 空 港 港 港 場 空 場 港	高知空港	松高工工工	高公宣 <b>法</b>	徳島飛行場	広島空港	司山笠港	隠岐空港	石具空港	美保飛行場	鳥取空港	南紀白浜空港	大阪国際空港	神戸空港	関西国際空港	八尾空港	中部国際空港	静岡空港	松本空港	福井空港	能登空港	小公飛行場	富山空港	<b>主度</b> 控制	が すいま かいま がい は かい は	三宅島空港	三三 島 三 巻	申 書 笠 巻	<b> 片島空港</b>	て 島 三 巷 東 方 国 勝 空 港	百里飛行場	成田国際空港	中標津空港	女満別空港	利尻空港	礼文空港

16																										
東京航空地方気象台	航空地方気象台	別表第三(第百二十六条関係)												河 新	中重点会合											
富佐新八三神新大東百福山庄大秋仙花三青山渡潟大宅津島島京軍島形内館田空空空島島島空空港港港港港港港港港港港港港港港港港港港港港港港港港港港港港港	空港等												Ī.	所   最   是   是   是   是   是   是   是   是   是												
			上, 用国 尘 港	波照間空港	多良間空港	久米島空港	北大東空港	南大東空港	栗国空港	<b>慶</b> 良間空巷	伊江島空港	下地島空巷	宮古空港	-	5 清空港	沖永良部空港	徳之島空港	喜界空港	屋久島空港	種子島空港	奄美空港	鹿児島空港	宮崎空港	大分空港	熊本空巷	上五島空港
																							静岡空港	松本空港	福 中 空 港	能登空港小松飛行場